

世田谷区職員措置請求監査結果

〔世田谷区立男女共同参画センター運営委託の支出に関する件〕

令和6年7月

世田谷区監査委員

第1 請求の受付

1 請求人

世田谷区 A

2 請求書の提出

令和6年5月8日

3 請求の内容

請求人が提出した「世田谷区職員措置請求書」による請求の要旨及び措置請求の内容は次のとおりである。

なお、内容の表記については、本件請求での表記を引用する。

(1) 請求の要旨

令和5年9月9日、世田谷区立男女共同参画センターらぷらす（以下「らぷらす」という。）は「離婚をめぐる法律・制度活用講座 法律編」（以下「本件講座」という。）を実施した（甲第1号証「チラシ」）。

講座の中で、約20名の参加者に対して別紙1の内容が指南された（甲第2号証）。これは財産分与の対象となる財産を隠す「不当行為の指南」にあたる。

夫婦間の財産隠しについては、浦和地方裁判所川越支部平成元年9月13日民事部判決で、妻が財産分与となる国債を隠していた事案で、妻に夫の財産分与請求をする機会を喪失させた不法行為があったとして、その隠していた財産の半分の金額の支払いを命じる判決が出ているためである。

世田谷区が公金を支出して実施した離婚講座であれば、通常そこで「不法行為の指南」が行われるとは考えにくく、当該不法行為は「区の御墨付きである」との誤認を与えることとなり、後に指南どおりに財産隠しをし、法的なペナルティを課せられた参加者からの訴訟や、実際に不正な財産隠しの被害に遭った区民からの損害賠償請求などのリスクを、区が背負うこととなる。世田谷区は当該「不法行為指南講座」が実施された令和5年9月分の「世田谷区男女共同参画センター運営委託」（以下、「本委託」という。）として620万円を社会福祉法人共生会SHOWA（以下「（福）共生会SHOWA」という。）へ支出している（甲第3号証）が、これは違法又は不当な支出にあたる。

(2) 措置請求

令和5年9月分の本委託として支出された620万円を（福）共生会SHOWAに対して返還を要求する措置を求めるとともに、業務委託契約書第19条の2（3）「債務の本旨に則った履行をしないときにはこれによって生じた損害の賠償を請求することができる」という条項に基づき、（福）共生会SHOWAに対する損害賠償請求を求める。

(3) 事実証明書

【甲第1号証】「2023年度離婚をめぐる法律・制度活用講座」チラシ

【甲第2号証】講座内での講師の発言要旨（SNSに投稿された音声データ）

【甲第3号証】世田谷区男女共同参画センター運営委託9月分 支出命令書
世田谷区男女共同参画センター運営委託 業務委託契約書

4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法第242条所定の要件を具備した請求が含まれていると認め、令和6年5月8日付でこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求における監査対象事項は次のとおりとした。

区による（福）共生会SHOWAに対する本委託令和5年9月分委託料620万円の支払いが、違法又は不当な公金の支出にあたるかどうか。

2 監査対象部

生活文化政策部を監査対象部とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

（1）監査請求人に対して、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

その結果、地方自治法第242条第7項に基づく陳述について、令和6年6月6日に実施した。なお、請求人からは次の資料が証拠として提出された。

【甲4号証】らぶらすホームページ「お知らせ」

【甲5号証】本件講座参加者とらぶらす職員のやりとりの文字起こし

（2）陳述及び提出資料において補充的に主張された要旨は次のとおりである。

- ① 自治体の講座内の講師の発言として、不正な財産分与逃れと、黙って子どもを先に連れ去ったほうが、監護の原則、継続性の原則を利用した親権を奪取し、別居親と会わせるような面会交流の約束をした際にも、その方法によっては強制力を免れることができる、会わせなくてもペナルティがないような約束の仕方ができるという、子どもの利益を何も考えていないような指南がX（旧ツイッター）の音声として残されていた。
- ② 「親権者になりたいなら無断で子どもを連れて行って住所を隠せ」という子どもの人生も大きく左右するような講座が行われるという、チェック機能が働いていなかったことは、世田谷区において非常に問題である。
- ③ この問題について、世田谷区に対しては、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」（以下「多様性条例」という。）に基づく苦情申立てをし、それと同時に、講師を務めた弁護士（以下、「本件講師」という。）に対しても、所属する東京弁護士会に対して懲戒請求を

行った。東京弁護士会からは、不適切な内容の講座を行ったことについて深く反省をしているという理由で懲戒請求はしないという回答が返ってきた。このため、現在、日弁連に対して異議申立てを行っている。

- ④ 離婚講座を調べていくうちに、今回本件講師が、令和2年度から4年連続で年に1度担当しているということが判明した。

らぷらすは後に謝罪をホームページ上に、説明するので電話がほしいという案内を掲載し、本件講座参加者が電話したところ、過去の講座内容についても把握しているという趣旨の回答をしている。

このことから、場合によっては見過ごされてきた、知ってはいたけれど、内容について薄々分かっていたけれど、女性は弱いという前提に立ち、自治体として正しいことをしているという論理の下、見過ごされてきた。

X（旧ツイッター）で270万人がその音声を聞いた記録が残っており、社会的なインパクトが大きかったと思っているので、しっかりとした対応をしてほしいと思っている。

- ⑤ DVや虐待からの避難であれば、当然命を守るのが一番最優先のため正しいと思うが、そうした前提を抜きにして、本件講師は親権者になりたいなら連れ去っていいと発言しているので、それは間違った認識であり、不当な講座と言わざるを得ない。
- ⑥ 措置の内容としては、この月の本委託費用を（福）共生会SHOWAから還付することと、併せて、仕様書にあるとおり履行ができていないときの損害賠償請求について履行していただきたい。

4 監査対象部の見解

監査対象部からは、本件に対する弁明書を受理した。その見解は以下のとおりである。

（1）請求人の主張に対する、弁明書における監査対象部の見解

① らぷらすの概要

区は、「多様性条例」において、全ての人が①多様性を認め合い、人権が尊重され、尊厳をもって生きることができる、②自らの意思に基づき個性及び能力を発揮し、多様な生き方を選択することができる、③あらゆる分野の活動においてともに参画し、責任を分かち合う、ことを3つの基本理念とし、区、区民及び事業者と一体となって、男女共同参画の推進に取り組んでいる。

区民、団体、事業者等それぞれの主体が男女共同参画をともに推進するものと捉え、より良い個人の生き方を選択し、誰一人取り残されることのない地域社会づくりを進める拠点施設として、「世田谷区立男女共同参画センター条例」に基づき、らぷらすを設置している。らぷらすの運営は、令和4年9月12日付公告により、令和7年度まで単年度ごとに随意契約を締結する予定がある旨を明示してプロポーザルを実施し、応募者の実績等を審査員の合議により評価した。結果、（福）共生会SHOWAに委託している。

運営に際しては、「第二次男女共同参画プラン後期計画」（以下「男女共同参画計画」という。）に基づき、「講座・イベント」「相談・居場所」

「情報収集・提供」の3つの基本機能をつなぎ、利用者に対し、一体的で切れ目のない総合的な支援を行っている。

② らぷらすにおける講座事業について

「男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画に関する意識の普及・啓発を図り、主体的に活動するためのきっかけづくりを目的として、20コマを超える区民向け講座を実施している。講座の実施にあたっては、オンラインでの開催や連続講座で実施する等、参加方法を工夫するとともに、対象者やテーマにあわせて、講演、ワークショップ、交流会等、手法や構成も工夫している。

〈実施している区民向け講座〉

- ・男女共同参画社会の理念の周知に関する講座
- ・女性活躍を推進するための女性の就労・起業や再就職に関する講座
- ・ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発に関する講座
- ・男性向けの啓発、家事・育児・介護・地域活動等への参画支援に関する講座
- ・男女共同参画の視点を踏まえた防災に関する講座
- ・DV・デートDV防止に関する講座
- ・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する講座
- ・LGBTQなど多様な性への理解促進に関する講座

③ 離婚をめぐる法律・制度活用講座概要

ア 講座の目的（甲第1号証）

本件講座は「男女共同参画計画」の基本目標Ⅲ「暴力やハラスメントのない社会の構築」に基づき、DV・デートDV防止に関する講座の一つとして、主にDV等に起因して離婚を考える女性を対象に、必要な知識、法律や関連機関の活用方法などについて学ぶ講座として、らぷらすの会場にて実施したものである。女性の置かれた立場や状況に精通している外部講師を招き、座学の講座にとどまらず、講座への参加をきっかけに、必要な相談や支援にもつなげることも目的として実施した。

イ 講師への依頼内容

DV等の被害を受けていることにより深刻な生きづらさを抱え、離婚も考えている中で、具体的な個別の相談ではなく、講座という場だからこそ参加できるという方も多い実情を踏まえ、本件講師には離婚届の記入や提出、離婚の際に決めておくこと、親権や財産分与、調停や裁判、弁護士選び方などについて講義の内容に含めるよう依頼した。

ウ 本件講師の本件講座内での発言（甲第2号証）

甲第2号証に示された本件講師の講座内での発言（以下「本件発言」という。）については、本件講師は講座の本旨に沿って、経済的不安のため一歩を踏み出せず、DVやモラルハラスメントを諦めて受け入れている女性も少なくない現状を踏まえ、離婚時の経済面におけるプラスとマイナス面の話をしていた。その中で妻名義の預金であっても夫婦共有財産に該当する可能性があることを説明しつつ、妻が自身の金銭を確実に確保するため、特に職に就いていない女性は離婚後の生活における経済面での不安が尽きないこと、またそのことで離婚に踏み切れない現状があることなどを鑑み、本件発言を

行った。本件発言は、決して適切なものとは言えないが、一般的に夫の監視下に置かれ経済的虐待にも苦しみ、金銭的にも厳しい状況に置かれていることの多い女性のことを慮った故の発言であり、当初から不当行為をすべきだとして指南する目的で発言したものではない。加えて、本件発言によって具体的に不当な結果が生じたと認めるに足る客観的事実及び証拠はない。

なお、講座受講生に対して、誤った理解があってはならないことから、本件講座終了後に、本件講座を実施したらぶらすのホームページにて、受講生から連絡を頂き、正しい内容の説明と謝罪をさせていただき、周知した。受講生の方かららぶらすに連絡をいただく対応としたのは、現状として受講生がDV被害を受けており、常に加害者からの監視下にある状況を考慮してのことである。

④ 受託者への運営委託費返還要求及び損害賠償請求等について（甲第3号証）

本委託における契約（以下、「本委託契約」という。）は、本件措置請求の対象である本件講座のみならず、施設運営業務、相談業務、居場所事業、情報収集・提供業務、団体支援業務、地域ネットワーク構築、各種事業の周知・広報活動等、らぶらすが行うべき事業を総合的に委託しているものであり、受託者である（福）共生会SHOWAは、これらの本委託契約の仕様書に基づき、良好に債務の本旨を履行しており、違法または不当な公金の支出にあたらぬ。

あわせて、本委託契約の履行に伴い、区に対する損害等も生じておらず、また、債務の本旨の履行も良好なことから、本委託契約約款第19条の2第1項第3号の「債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき」に基づいて、本件措置請求の主旨である（福）共生会SHOWAに対して、運営委託費返還要求及び損害賠償請求をすることは不相当である。

第3 監査対象部への事情聴取

本件について、監査対象部に対して事情聴取を実施した。その要旨は以下のとおりである。

1 （福）共生会SHOWAとの契約内容、財務処理に関することについて

（1）（福）共生会SHOWAの選定理由、プロポーザルの審査内容について

プロポーザルでは、事業者2者から応募があり、外部委員を含めた7名の選定委員により審査を行った。評価点の満点1375点の60%、825点を合格基準として選定した結果、評価項目の5つの総合点が、（福）共生会SHOWAは1073点で78%、次点の事業者が940点、68.3%であり、

（福）共生会SHOWAが選定された。評価項目は、①業務の実施に必要な理解度、②財務審査を含んだ業務を安定的に遂行する能力、③企画提案能力、④積算金額及び内容の妥当性、⑤プレゼンテーションとヒアリングにおける説明内容の明確性、的確性、実現可能性、加えて区民利用施設としての機能の強

化、居場所機能の充実、らぷらすへのアプローチや館内掲示の工夫、職員の来館者への対応の向上等、具体的な提案から、より多様な主体が安心して利用し、交流することができる施設運営が期待できるなどの理由から、（福）共生会SHOWAを選定した。

区は、（福）共生会SHOWAと、本委託契約を結び、施設運営業務、男女共同参画推進事業に関する業務を委託している。

- （２）（福）共生会SHOWAにおける本委託事業の実施体制について
らぷらすは３１名の体制で運営している。

（内訳）センターを統括する館長 １名
館長の補佐及び事業の進捗管理を行うディレクター １名
講座の企画等を行う専門職 ４名
施設管理、受付の対応等を行う運営職員 ９名
相談対応を行う相談員 １６名

委託状況に問題があった場合や緊急時の対応としては、直ちに監査対象部に連絡、協議を行い、指示を仰ぐこととなっている。極めて簡易的なことに関しては、毎月定例会を実施し報告をする。

- （３）（福）共生会SHOWAに対する区の評価等について

- ① （福）共生会SHOWAに対する区の評価について

（福）共生会SHOWAは、「男女共同参画計画」に基づき、講座・イベント、相談・居場所、情報収集・提供の３つの基本機能をつないで、一体的で切れ目のない総合的な支援を行っており、利用者、受講者からのアンケートでも高い評価を得ている。施設運営業務についても、研修室を地域の学生に自習室として開放を行うなど、らぷらすの地域への周知啓発にも取り組んでいて、研修室の利用率の向上とともに、より快適なスペースとするために、交流するコーナーのレイアウト変更を行うなど、施設全体の利用者数も増加させており、（福）共生会SHOWAは、十分に区が求めるらぷらすの運営全般に対して満足のいく成果を上げていると、区は評価している。

- ② 緊急時における区への相談等の事例について

人が倒れるなどの事故や苦情、（福）共生会SHOWAの職員の対応事例もこれまで特になかった。過去、緊急的な対応が必要だったことはなかったと思われる。

- （４）委託契約、検査行為、支出等について

- ① 委託金額の決め方について

年間の委託金額は、（福）共生会SHOWAより、プロポーザルで金額等の提案を受けており、その金額を基に講座の予定回数等を積み上げ契約金額を決め、随意契約を行っている。区での積み上げというより、（福）共生会SHOWAが提案した金額の妥当性を協議して、その上で月々に押しなべ、月ごとの金額を決めている。

- ② 本件講座が実施された令和５年９月分の委託料の支払い手続きについて
毎月実施している定例会の中で事業報告を受け、履行状況を確認し、検査

を行い支出している。令和5年9月分については、本件講座だけでなく、仕様書に基づくらぶらす運営全体の履行状況が良好であり検査を合格とした。

本委託契約で、年間の合計金額7623万6480円の業務委託契約をしており、支払いについては毎月検査の上で支出している。月ごとの支払い金額は、年度初めに（福）共生会SHOWAと調整し、月によってイベント等が回数にばらつきがあるため、金額の違いがあるが、令和5年9月分に関しては契約書どおり620万円を支出した。支出にあたっては、定例会において、納品書兼完了届にある実施報告書（令和5年9月30日）で確認し、同年10月2日に検査合格とし、同年10月12日に支出している。

実際に実施した事業については、年度末に1年分の報告書を提出させているが、個票という形でも報告させている。

③ 本件講座実施に係る費用の計上方法について

令和5年9月分の講座実施における経費は、本件講座を含む講座全体の経費の積み上げにより、25万5064円という実施経費が報告書に計上されている。

区は（福）共生会SHOWAから、本件講座の全体経費は、講師謝礼や相談員の謝礼、ひととき保育等を含めて約8万7000円であると報告を受けている。

④ 令和5年9月分の支出の経過について

区は、本件講座が予定どおり、予定された講師によって実施されたということを確認の上で支出している。各講座の具体的な内容までは求めている。

今回、令和5年9月半ばに講座の一部音声を投稿され、事実確認を求めたのも同年9月中であり、支出命令請求日が同年10月12日であることから、講座内容に係る事実関係の確認は、支出命令の前に行われている。

2 本件講座に関することについて

（1）本件講座の実施に関する区と（福）共生会SHOWAとの調整等について

① 本件講座の目的、対象者について

本件講座は、本委託契約書に添付された「仕様書」における、「7. 男女共同参画推進事業に関する業務、（1（1）講座事業①区民向け講座」のうち、「DV・デートDV防止に関する講座」として令和5年9月9日に実施された。

チラシ（甲第1号証）には記載はないが、DV・デートDV防止に関する講座の一つとして、DV等に起因して離婚を考える女性を対象として本件講座を実施し、このことについて、（福）共生会SHOWAとは確認している。

「男女共同参画計画」による項目で、講座ごとに作成する事業計画書があり、それに基づく各個票の中でDV・デートDV防止という柱立てがあり、離婚等を考えている人も多くニーズもあることから、内容を考えて、それに見合ったタイトルでチラシを作成し本件講座を実施した。本件講座は、あくまでDV等で苦しんでいる方を対象とし、DV・デートDV防止を目的とし

ている。

こうした講座は2017年から7回実施しており、DV被害者支援の充実というテーマは変えていない。また、講座ごとに作成している事業計画書等で、(福)共生会SHOWAとは今回実施した本件講座の実施目的、内容、講師について確認しているが、意見の相違等はなかった。

② 本件講座実施における(福)共生会SHOWAとの調整について

(福)共生会SHOWAとの年度当初の調整では、全体の講座開催時期や内容について事業全体の調整を行っている。個別の計画については、実施する2、3か月程度前に、講師や内容、対象者等、具体的な企画案が(福)共生会SHOWAから監査対象部に提出され、課内でチェックし、(福)共生会SHOWAとやり取りをしながら内容を詰めていく。

③ 本件講座のチラシ(甲第1号証)タイトルについて

チラシを一般的な区民が見たときに、DV等に起因して離婚を考える女性のための講座だとわからず、区の主催の講座として、対象者が限定はされていないように見えるが、あえて小さく、「モラハラやDVで息苦しい」などとPRし、DVで苦しんでいる人が参加しやすいよう配慮し、ソフトな感じでチラシは作成している。

(2) 本件講座の内容、区の対応等について

① 区による本件講座の実施確認について

通常は、実施講座等の報告は、毎月の定例会で実施報告があるが、本件講座に関しては、無断で講義を録音されて、令和5年9月上旬に、音声の一部がそのままSNS上に投稿されたことから、直ちに(福)共生会SHOWAに対し、区から事実確認を行った。区では、(福)共生会SHOWAから情報が入る前に、音声データの投稿を確認したため、区から事実確認を行った。

業務委託により、(福)共生会SHOWAが企画運営の中で本件講師を選定した経緯があることから、区では、委託元の(福)共生会SHOWAに対し、きちんと事実確認をするよう指示をした。

② 本件講座に関する区の評価について

区は、本件講座について、受講生のアンケート結果から、DVの被害に苦しむ、また、不安を抱えている方々に寄り添った講座であったと評価をしている。

③ 区の本件講座に関する(福)共生会SHOWAへの確認について

本件講座終了後、その場で何か問題があれば、直ちに区に対して連絡が来るが、実施直後には(福)共生会SHOWAから特に報告はなかった。本件講座に関しては、区のSNSでの音声投稿の察知が早く、区では、(福)共生会SHOWAをすぐ呼び出し、本件講師への事実確認を求めた。

④ 本件講師の発言に関する(福)共生会SHOWAからの報告内容について

区は、(福)共生会SHOWAから、本件講師の発言の趣旨等についての報告として、「当初から不当行為をすべきだとして指南する目的で発言したのではなく、DVやモラルハラスメントを諦めて受け入れている女性も少なくない現状を踏まえ、夫の監視下に置かれ経済的虐待にも苦しみ、金銭的

にも厳しい状況に置かれていることの多い女性のことを慮った故の発言であった。」という主旨の内容の報告と、併せて、世田谷区及び（福）共生会SHOWAに対し、「結果として迷惑をかけて申し訳ない」との謝罪があった旨を口頭で受けた。

本件講師の発言の趣旨については、（福）共生会SHOWAから聞いたもので、区が直接本件講師から説明を受けたものではない。

⑤ ホームページ掲載の経緯について

区は、（福）共生会SHOWAと今後の対応を含めて協議し、受講生に誤った理解があってはいけないことから、ホームページで正しい内容の説明と謝罪をすることとした。

当初は、区から受講生に連絡することを考えていたが、匿名で申し込む女性も多く、踏み込んで参加者の把握をしていないことやDVの被害者は電話に過敏であることなどにも配慮しながら、講座運営しているという実態があり、やむを得ず、受講生から連絡をもらうように、令和5年10月6日、ホームページに掲載した。

⑥ 本件講座への職員の同席について

本件講座には、区職員は同席せず、（福）共生会SHOWAの職員が同席していたが、一時的に退席することもあったと思われる。なお、（福）共生会SHOWAの職員が同席することは、本委託の契約内容には含まれていない。

（3）SNSに投稿された音声データ（甲第2号証）について

① 区による投稿されたデータの事実確認と、データの保管について

投稿された音声データは、講座全体の音声ではなく、本件講師の発言の一部である。

（福）共生会SHOWAでは、音声データを保管しているが、区では保管していない。

本件講座の内容として提出されている甲第2号証の記載は、SNSで投稿された音声データの内容と概ね相違はない。

② 本件講師への事実確認について

本件講師に対しては、（福）共生会SHOWAが事実確認を行い、区は直接本件講師とは話をしていない。（福）共生会SHOWAが、本件講師に事実確認を求めた結果、本件講師も甲第2号証にある発言をしたことは認めている。

区では、本件講師が事実を認めなかった場合は、区として、本件講師と直接を話す必要があると考えていたが、本件講師が発言内容について認め、

（福）共生会SHOWAに対して謝罪があったため、区では、事実と相違がないと判断し、区は直接の事実確認はしなかった。

弁明書にある、「本件発言は、一般的に夫の監視下に置かれ、経済的虐待にも苦しむという女性のことを慮った故の発言であり、当初から不法行為をすべきだとして指南する目的で発言をしたものではない」というのは、区の見解ではなく、あくまで本件講師の見解であり、本件講師がそういう意図で発言したものだという説明が（福）共生会SHOWAにあり、（福）共生会

SHOWAが確認しているものである。

- ③ 本件講座全体の音声データの有無について
本件講座全体の音声データは残っていない。

(4) 2件目の音声データの投稿について

本件講座について、X（旧ツイッター）に投稿された音声データが、甲第2号証の他にもう1件ある。音声データは、本件講座内で、本件講師が親権について話した内容の一部であり、全体の内容は不明である。らぷらすの職員も、区も録音等はしていないため、本件講座内で、本件講師が話した内容は、それ以外には不明である。

親権に関する内容については、子どもがいる場合に、例えばDVも含めて、「いざというときは子どもも連れて家を出てください」というような内容である。区がこの音声データを認識したのは、本委託における令和5年9月分委託料の支出後である。

(5) (福) 共生会SHOWAへの再度の確認の有無について

最初の音声データ投稿後、区は、(福) 共生会SHOWAに対し、附随して不適切な内容の有無について確認するよう依頼したが、特に把握していないとの回答であった。この報告後に、投稿された2件目の親権に関する音声については、実際に当該講座で話されたものであるか、区、(福) 共生会SHOWAの職員も聞き、本件講師の声だと事実確認をした。

(6) 親権に関する発言に対する区の見解について

区は、子どもの連れ出しについて、緊急避難的な場合は認められ、身の危険や、子どもの危険性などの判断があれば特段問題なく、本件講座での本件講師の話の流れは不明としつつも、緊急避難的なことであれば、本件講師の発言は、適切な説明だったと認識している。

(7) 本件講師について

- ① 本件講師の実績、選定理由、区の評価等について

本件講座は、(福) 共生会SHOWAの企画、運営により行うもので、区に対し、講師に関する説明はあったが、区で選定までは関わっていない。また、本件講師については、世田谷区内に事務所があり、また同様の講座の実績があるということが選定理由だと、区は(福) 共生会SHOWAから聞いている。本件講師は、例えば横浜のYWCAで、よく分かる離婚講座などを数年にわたり担当し実績がある。また、本件講師については、らぷらすが実施する講座を7回担当してきており、この間、特段問題はなかった。

- ② (福) 共生会SHOWAと本件講師との関係について

講師の選定は、(福) 共生会SHOWAが、その人脈の中から選定しているが、プロポーザルによる委託事業者選定では、様々な講座を展開していく中で、人脈のようなものについても評価をしている。

(福) 共生会SHOWAで、相応しい講師を選定し、区では、予定する講師の氏名、個別の事業評価、講義内容について、個票で講座ごとに確認しながら

了としている。

請求人は4年連続で本件講師が講座を行っているとしているが、実際は、7年間連続でこの「離婚をめぐる法律・制度活用講座」を担当している。これまで7回、同じテーマで実施したが、過去の内容と基本的には同じかどうかは確認できない。また、これまで受講生から講座内容について、クレームなどは特に聞いていない。

(8) 本件講座の参加者数、参加者の反響、アンケート結果等について

本件講座の受講者数は20名であった。7年間、本件講師が講義を担当しているが、毎年概ね20名程度を想定し、らぷらすで実施している。本件講師の講義を複数回受講した数についても、匿名での申込みを可能にしているため、把握が難しい。

講座での反響等については、講座の満足度アンケートを実施しているが、本件講座については、20名中、アンケートでとても満足が14名、満足が6名であり、全員がおおむね満足というアンケート結果が出ている。

区でも、アンケートの中身は幾つか確認しており、DVの当事者の方から、より親身に寄り添った講義をしていただいて本当にありがたかったといった意見が多かった。アンケートの中では、請求人が言うような意見は出ていない。

(9) ホームページによる受講生からの問い合わせについて

区は、受講生がSNSの音声データを聞き、誤った理解があつてはならないと考え、(福)共生会SHOWAに対し、ホームページ(甲第4号証)への掲載を指示した。区では、本来であれば、直接、受講生に連絡しなければならないと考えたが、ホームページに、連絡がほしい旨を掲載するという対応を取った。ホームページの掲載は、本件講座を開催した、らぷらすのホームページで行い、その結果、3名から連絡があり、説明と謝罪を行った。

この件は、広くSNS等でも取り上げて、区にも様々な問合せもあり話題になっていたため、区では、受講者がこのホームページを見れば、本件講座での不備が分かる、また電話をもらわなくても理解できる内容にして、掲載させた。文面については、区で指示をした。

これに伴い、(福)共生会SHOWAは、受付のチェックリストをつくり、問い合わせには、順序立てて説明し、理解をもらい、対応についてはそれで終了となった。

(10) 請求人に対する区の対応について

請求人から区に対して、これまで本件に関して、区民の声で5件、行政情報開示請求が8件、「多様性条例」第11条に基づく苦情申立てが1件あり、区は、それら全てに対応した。

苦情申立ての意見については、区からの受講生への対応及び講座是正に向けた方向性が既に示されているため、委員会への諮問は非該当となり、請求人には回答済みである。

区は、X(旧ツイッター)を確認し、対応の必要があると判断し、様々な対応を進めてきた。こうした中で、請求人からの区民の声や開示請求が出てきた

ものである。

(1 1) (福) 共生会 SHOWA 職員の電話対応 (甲第 5 号証) について

甲第 5 号証の内容の電話がらぶらすにあり、(福) 共生会 SHOWA の職員が対応したことを、区は(福) 共生会 SHOWA に確認し、事実と認めている。

(1 2) その他、区に寄せられた苦情等について

区に対して、SNS での音声データの投稿に伴い、X (旧ツイッター) での書き込みの反応やコメントというよりも、区は何を考えているのかという指摘、苦情が、本件講座の受講生ではなく、X (旧ツイッター) で音声データを聞いた人から、電話で多く寄せられた。

第 4 監査の結果

監査の結果、本件請求については、合議により次のように決定した。

1 判断

本件請求に理由があると認め、地方自治法第 2 4 2 条第 5 項の規定に基づき、世田谷区に対して、次に掲げる措置を講ずることを勧告する。

(1) 区は、本件講師に直接事情聴取するなど相当な方法により本件講座全体を確認・検証し、本件講座が本委託契約の債務の本旨に従って適切に履行されたかを改めて検討すること。その上で、(福) 共生会 SHOWA への本件講座を含む令和 5 年 9 月分の支出が適正であったか検証し、必要な措置を講ずること。

(2) 同様の事態が生じることのないよう、再発防止策を講ずること。

上記の勧告した事項についての措置の結果について、令和 6 年 9 月 9 日までに監査委員あて通知されたい。

2 判断理由

(1) 区による令和 5 年 9 月分委託料 6 2 0 万円の支払いが、違法又は不当な公金の支出にあたるか

本件講座は、本委託契約に基づき(福) 共生会 SHOWA に委託された男女共同参画推進事業に関する業務のうちの講座事業の一つである区民向け講座「DV・デートDV防止に関する講座」として、令和 5 年 9 月 9 日に実施された。「離婚をめぐる法律・制度活用講座」と題する 2 回連続講座の第 1 回「法律編」として、弁護士が講師となり、親権や財産分与といった離婚に関連する法律問題、調停や裁判などの離婚に関する法的手続などを学ぶことを目的としたものである。

そして、本件講座における講義の一部を文字に起こしたのものであると認められる甲第 2 号証によれば、本件講座において、弁護士である本件講師が、夫婦

が別居した時点での残高が離婚時における財産分与の対象となることを説明した上で、「別居時までには余裕がある方はちょっとずつそれを減らしておいて頂く」とし、その減らし方には気をつけるよう注意を促し、「でも、この部分減らしたいと言って一気に残高ポンって降ろしちゃうと、『これ何に使ったんだ？』って後でなります。（中略）なので、開示してもいいように減らす時には、ちょこちょこ減らすと。（中略）何となくごまかせるようにしといて頂く、（中略）あとは口座から口座に直接送金してしまうと、別の口座があるってバレますから『現金で出して現金で入れる』という移し方をしてください。（中略）であとはまあ、（中略）貯蓄用といったら変ですけど、隠す用というか、の口座を開設していただいて、そこに貯めていくとか。」などと発言したことが認められる。

区は、本件講座の実施後まもなく、本件講座における講義の一部（上記本件発言と同内容）を録音した音声データがSNSに投稿されていることを知り、本件発言があったことを把握したが、その後（福）共生会SHOWAから令和5年9月分の納品書兼完了届及び実施報告書の提出を受け、令和5年10月2日に検査合格とし、本件講座実施の対価を含む本件委託契約に基づく同年同月分の委託料である620万円について、同年10月12日に支出命令が行われ、同額が支払われた。

そこで、本件講座において上記内容の本件発言が行われ、区がその事実を把握していたにもかかわらず、支出命令を行ったことが、違法又は不当な公金の支出といえるかを検討する。

離婚時の財産分与（民法第768条）、特に清算的財産分与は、夫婦が婚姻中に形成した財産は原則として夫婦協力のもとに形成された夫婦の実質的共有財産であるとの考えから、離婚時にこれを清算しようとするものである。したがって清算的財産分与の対象となるべき財産について、その存在を秘して、あるいは隠匿して、清算的財産分与の算定から除外させる行為は、相手方元配偶者の共有持分権ないしは財産分与請求権を侵害するものとして不法行為となりうる。そして、清算的財産分与の基準時は、原則として夫婦の経済的な協力関係の終了時であると解されていることから、一般に別居時が基準時として用いられるが、別居時における夫婦共有財産の額を減少させることを意図して、特段の理由がないのに別居前に夫婦共有財産に該当する預金口座から預金を引き出して徒にこれを費消したり、相手方配偶者が把握していない他の口座に移したりする行為は、その意図や内容など諸事情を考慮して、相手方配偶者の離婚時における共有持分権ないしは財産分与請求権を侵害するものと評価することができる場合には、不法行為が成立することがありうると解される。

本件発言が想定しているケースは、なお婚姻関係にある夫婦の別居前における預金の引き出しであることからすると、別居後の生活のために夫婦共有財産に属する預金を引き出す必要に迫られる場合も容易に想定できるし、将来離婚することが確定しているものでもないから、婚姻関係にある夫婦の別居前における預金の引き出しが直ちに相手方配偶者に対する不法行為を構成するということはできないであろう。しかしながら、離婚について関心があるが法律知識を十分に有しているわけではない一般市民（区民）が主な受講者となることが想定される講座において、受講者が、弁護士である講師の発言として本件発言

のみを聴いた場合には、清算的財産分与の意義を誤って理解し、相手方配偶者の権利を害するなどのトラブルに巻き込まれるおそれなしとしない。したがって、弁護士が講師となって、財産分与など当事者間に複雑な法律関係が生じることのある離婚についての法律問題を講義するのであれば、夫婦共有財産の清算という清算的財産分与の意義を十分に説明し、別居前に夫婦共有財産に該当する預金口座から預金を引き出すことが必要となるような事情があるとしても、その意図や状況によっては、離婚後に相手方（元）配偶者の権利を侵害したとして損害賠償責任を負担し、あるいはその責任を追及されるおそれがあることなどを明示的に解説する必要があるというべきである。

ところが、SNSに投稿された本件講座における講義の一部についての音声データに現れた本件発言からは、本件講師が本件講座において上記のような解説を行ったか否かは明らかにならない。このような場合において、SNSに投稿された音声データによって講義内容の一部のみを把握したにとどまる区としては、本件講座においてなされた講義の全体を確認し、音声データに残された本件発言は、いかなる意図の下で、いかなる文脈においてなされたものであるか、本件講座において清算的財産分与の意義などが十分に説明されているか、受講者が清算的財産分与の意義を誤って理解し、相手方配偶者の権利を害するなどのトラブルに巻き込まれるおそれがないかなどを検証する必要があるというべきである。そして、本件講座を検証した結果、本件講座によって受講者に誤った理解を生じさせるおそれのある情報や、本件講座の趣旨に照らして不適切な情報が提供されていたことなどの事情が判明したときは、受講者に対してこれを是正するため適切な措置をとることが必要となるし、本件講座の内容から本委託契約の債務の本旨に従った履行がなされたとは認められないと判断した場合には、検査を不合格とし、（福）共生会SHOWAに対し業務の再履行その他適切な措置を求めることが必要となると解される。

しかるに区は、SNSに投稿された音声データによって講義の一部内容を把握した後、（福）共生会SHOWAに対し本件講師への事実確認を求め、（福）共生会SHOWAから、本件講師による説明として、「当初から不当行為をすべきだとして指南する目的で発言したのではなく、DVやモラルハラスメントを諦めて受け入れている女性も少なくない現状を踏まえ、夫の監視下に置かれ経済的虐待にも苦しみ、金銭的にも厳しい状況に置かれていることの多い女性のことを慮った故の発言であった。」という本件発言の趣旨の報告と、本件講師から謝罪があった旨を口頭で受けたことにより、らぷらすのホームページに謝罪等を掲載したものの、前述のとおり検査合格とし、本件講座実施の対価を含む本件委託契約に基づく同年同月分の委託料である620万円について支出命令を行った。

しかしながら、既に述べたことからすれば、本件講座においてなされた講義の全体を確認し検証することなく、本件講座が本委託契約の「債務の本旨に従って履行されたもの」であると判断することはできないというべきである。そして区は、（福）共生会SHOWAに対し本件講師への事実確認を求め、（福）共生会SHOWAから、本件講師による本件発言の趣旨の説明の報告を受けたのみというのであるから、およそ本件講座全体の確認・検証を行ったと認めることはできない。本件発言の趣旨が「当初から不当行為をすべきだとして指南

する目的で発言したのではなく、DVやモラルハラスメントを諦めて受け入れている女性も少なくない現状を踏まえ、夫の監視下に置かれ経済的虐待にも苦しみ、金銭的にも厳しい状況に置かれていることの多い女性のことを慮った故の発言であった」かどうか、本件発言のみから判断できるものではないし、ましてや本件講師に直接事実確認をすることなく、（福）共生会SHOWAを介した本件講師の説明のみで判断できることでもない。なお、本件講座は委託業務のうち「DV・デートDV防止に関する講座」として実施されたものではあるが、「離婚をめぐる法律・制度活用講座 法律編」というタイトル、チラシ（甲第1号証）の記載内容からすると、受講者がDV被害者などに限定されていたと認める事情もない。以上のことからすれば、本件講座においてなされた講義の全体を確認し検証することなく、本件講座の実施を含む（福）共生会SHOWAの委託業務が本委託契約の債務の本旨に従って履行されたとしてなされた、令和5年9月分の委託料に係る支出命令は、少なくとも本件講座に係る部分について、不当であったといわざるを得ない。

よって、本件請求は理由があるものと認める。

（2）講ずべき必要な措置について

上述のとおり、令和5年9月分の委託料に係る支出命令が不当であると認める理由は、区が本件講座においてなされた講義の全体を確認し検証することなく、本件講座を含む（福）共生会SHOWAの委託業務が本委託契約の債務の本旨に従って履行されたと判断したところにある。したがって、講ずべき必要な措置として、本件講師に直接事情聴取するなど相当な方法により本件講座全体を確認・検証して、本件講座が本委託契約の債務の本旨に従って適切に履行されたかを改めて検討し、（福）共生会SHOWAへの本件講座を含む令和5年9月分の支出が適正であったか検証し、必要な措置を講ずるよう勧告する。

また、同様の事態が生じることのないよう、再発防止策を講ずることもあわせて勧告する。

なお、現時点において区に現実の損害が生じたと認めるに足りる証拠はないから、（福）共生会SHOWAに対する損害賠償請求を行うことを勧告することはない。

3 結果

以上のことから、本件請求について理由があると認め、世田谷区に対し、1のとおり勧告する。

添付

（別紙）世田谷区職員措置請求書

（別紙）事実証明書

【甲第1号証】「2023年度離婚をめぐる法律・制度活用講座」チラシ

【甲第2号証】講座内での講師の発言要旨（SNSに投稿された音声データ）

【甲第3号証】世田谷区男女共同参画センター運営委託9月分 支出命令書
世田谷区男女共同参画センター運営委託 業務委託契約書

【甲第4号証】らぷらすホームページ「お知らせ」

【甲第5号証】当該講座参加者とらぷらす職員のやりとりの文字起こし

なお、事実証明書各標目については、添付は省略した。

世田谷区職員措置請求書



世田谷区長 へ 関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

令和5年9月9日、世田谷区立男女共同参画センターらぶらすは「離婚をめぐる法律・制度活用講座 法律編」を実施した（甲第1号証「チラシ」）。

講座の中で、約20名の参加者に対して別紙1の内容が指南された（甲第2号証）。これは財産分与の対象となる財産を隠す「不法行為の指南」にあたる。

夫婦間の財産隠しについては、浦和地方裁判所川越支部平成元年9月13日民事部判決で、妻が財産分与となる国債を隠していた事案で、妻に夫の財産分与請求をする機会を喪失させた不法行為があったとして、その隠していた財産の半分の金額の支払いを命じる判決が出ているためである。

世田谷区が公金を支出して実施した離婚講座であれば、通常そこで「不法行為の指南」が行われるとは考えにくく、当該不法行為は「区の御墨付きである」との誤認を与えることとなり、後に指南どおりに財産隠しをし、法的なペナルティを課せられた参加者からの訴訟や、実際に不正な財産隠しの被害に遭った区民からの損害賠償請求などのリスクを、区が背負うこととなる。世田谷区は当該「不法行為指南講座」が実施された令和5年9月分の「世田谷区立男女共同参画センター運営委託」として620万円を（福）共生会 SHOWA へ支出している（甲第3号証）が、これは違法又は不当な公金の支出にあたる。

ついては、令和5年9月分の「世田谷区立男女共同参画センター運営委託」として支出された620万円を（福）共生会 SHOWA に対して返還を要求する措置を求めるとともに、業務委託契約書第19条の2（3）「債務の本旨に則った履行をしないときにはこれによって生じた損害の賠償を請求することができる」という条項に基づき、（福）共生会 SHOWA 会に対する損害賠償請求を求める。

2 請求者 /

住 所

氏 名 （自署）

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和6年 5月 8日

世田谷区監査委員あて